

横浜市立平戸小学校 いじめ防止基本方針

令和8年2月28日改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

- ・ いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、学校は広く社会全体で真剣に取り組む。
- ・ 児童生徒が自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚できる教育活動を展開し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる学校の実現をめざす。
- ・ 学校は保護者、市民、事業者、関係機関等と連携して、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、学校の役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

学校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任等、スクールカウンセラー（SC）、学校ソーシャルワーカー（SSW）で構成する。

※SC、SSWはできるだけ参加できるようにする。参加できない場合等においても、必要に応じて、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童の回復状況の確認や支援について助言を求めることができるようにする。

※いじめ重大事態について、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会に弁護士等の第三者が関与して、調査に当たるものとする。

② 委員会の運営

- ・ 月1回以上、定期的を開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- ・ 学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- ・ 校長の責任の下、「学校いじめ防止対策委員会」の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

③ 活動内容

学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等にかかる学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

○未然防止・早期発見

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに取り組む。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を、学校説明会等で児童と保護者に周知する。
- ・いじめの防止等にかかる学校の窓口や相談先の設置。
- ・「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有。

○事案対処

- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と いじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有をする。
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行する。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施する。
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報をする。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C Aサイクルの実行を含む）

3 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画 (アンケートや面談等の取組、校内研修、教育相談に関すること等を含む)

	月	取組内容	
		○児童 ・職員	保護者、地域
通年	月1回	・いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	
	週1回	・職員打ち合わせで、児童の様子を共有し、共通理解を図る。	
	随時	○児童との教育相談 ・児童情報共有	
前期	4月	・児童情報の引継ぎ ・平戸小いじめ防止基本方針、年間計画、重点指導内容の確認と児童理解研修 ・平戸小スタンダードによる一貫した指導方針の共有	入学式・懇談会・学年集会等で基本方針説明 地域訪問

	5月	○横浜子ども会議の取組（校内、代表委員会） ○いじめ早期発見のための生活アンケート・面談	学校運営協議会① 学校説明会資料配付
	6月	・YPアセスメントによる児童・学級理解、学級経営方針の立案（前期） ○横浜子ども会議（平戸中ブロック） （中学校ブロックでの話し合い①）	学校・家庭・地域連携協議会 地区懇談会
	7月	○クラス目標決定（人権目標を盛り込む） ・情報教育研修 ○情報モラル学習	教育相談（対 保護者）
	8月	○夏休み明けアンケート・面談 ○横浜子ども会議（戸塚区） （中学校ブロックでの話し合い②） ・人権教育・児童理解（いじめ防止）研修	学校運営協議会②
	9月	○横浜子ども会議（代表児童を中心とした話し合い→代表委員会等での全校への周知） ○情報モラル学習（6年・保護者）	情報モラル学習について家庭への情報提供（県警連携）
後期	10月	○横浜子ども会議取組発表・活動	
	11月	○情報モラル学習 ・YPアセスメントによる児童・学級理解、学級経営方針の検証（後期）	
	12月	○人権週間の取組（道徳・性教育） ・いじめ解決一斉アンケート（無記名式）・面談	教育相談（対 保護者） 学校運営協議会③
	1月	○冬休み明けアンケート・面談 ○人権週間の振り返り	
	2月	・平戸小いじめ防止基本方針の見直し ・平戸小スタンダードの見直し	学校運営協議会④
	3月	・年間の振り返り，新年度への引き継ぎ	

4 基本的な対応方針

① いじめの未然防止・早期発見

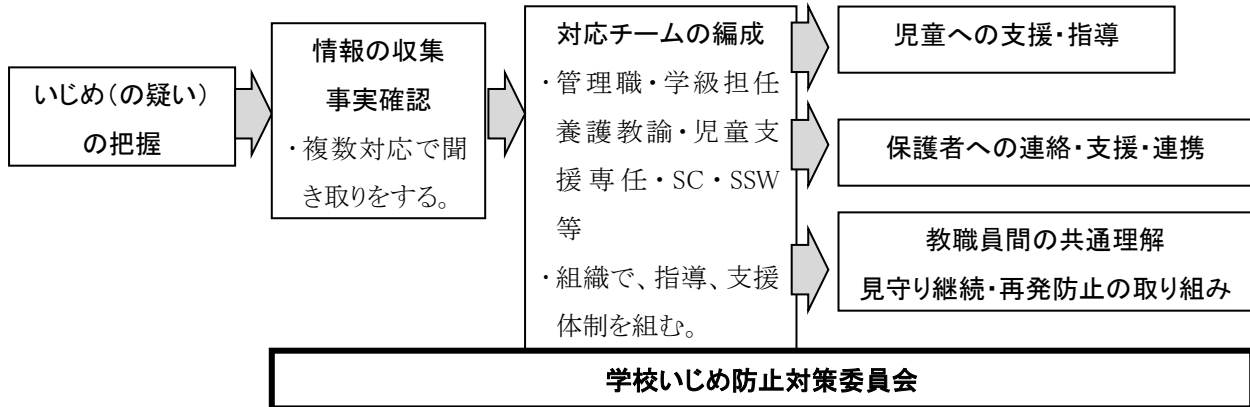
○児童生徒一人ひとりがいじめをしない意識を育むことはもちろん、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解できるようにする。また、いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、積極的に認知するため、早期発見に努める。

- ・人権教育、道徳教育の推進や横浜こども会議の取組等を通じて、児童が、いじめについて、主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができる雰囲気を学校全体で醸成する。

- ・児童が相談しやすい雰囲気を醸成する。
- ・児童たちが関わり合う活動を積極的に行い、互いに一人ひとりを認め合う心を育てる。
- ・いじめの定義理解を含む教職員への継続的な研修の実施。
- ・縦割りやペア活動等、異学年交流の場を大切にするこゝで、思いやりの心を育てる。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを意識し、実践する。
- ・代表委員会や委員会活動・クラブなど児童の主体的な活動に教師が関わるこゝで、より多くの児童が活躍できる場を作り、自己有用感を高める。
- ・児童の社会性の構築に向け、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」に関する研修を行い、積極的に活用する。
- ・情報モラル学習に関する研修等を年間計画に位置付け活用するこゝで、インターネットやSNS上でのトラブルについて理解し、児童が基本的なルールやマナーを身に付けることができるようにする。
- ・保護者、地域、関係機関等と連携した、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育に関する啓発を積極的に行う。
- ・一人一台端末や「ずぐる」等を活用した定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、毎朝の健康観察等を実施する。
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりのため、週1回の職員打ち合わせで、児童の様子を共有し、共通理解を図る。
- ・担任に限らず、児童支援専任、養護教諭、SC、SSWなど話しやすい教職員等への相談が可能であるということや、いじめの相談・通報窓口として「学校いじめ防止対策委員会」があるこゝとの周知をする。
- ・アンケート調査（YPアセスメント・いじめ解決一斉キャンペーン等）や教育相談を、定期的、計画的に行う。
- ・長期休みの前に、特にSNSの使用方ゝ法等について、いじめにつながる行動を防止するため、全校におゝけて話をする。
- ・必要に応じてSCやSSWと連携した定期的な教育相談が行えるようにする。
- ・地域において、学校や家庭では見られない子ども同士の人間関係が現れるこゝも考慮し、見守りなどを通じて把握したこゝについて、学校などに情報提供するよう連携する。

② いじめに対する措置

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等について速やかな情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。



- ・必要に応じて、教育委員会、区役所、児童相談所、警察等諸機関と連携して対応する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に寄り添った対応をする。
- ・いじめを行った児童への指導・支援や保護者への対応等、組織的に再発防止策を立てる。
- ・いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導を行う。
- ・いじめ対応情報管理システム等を活用した記録・情報共有、対応方針の決定を行う。

③ いじめの解消

○指導によって、子ども同士の関係が一時的に改善されたとしても、全教職員で共通理解を図り、いじめの解消に至るまでの支援内容を共有し、役割を分担して見守りを続ける。

《いじめの解消の要件》 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

1. いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
2. いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること

※心身の苦痛を感じていないかどうかを当該児童・保護者に確認する。

5 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

③ 調査の進め方と結果の提供および報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。(PDCA サイクル)

7 参考資料

- (1) 横浜市いじめ防止基本方針（令和7年5月改定）
- (2) 横浜市いじめ防止基本方針（概要版）
- (3) いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省 平成29年3月14日改定）
- (4) いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和6年8月改訂版）

付則

平成26年3月25日	策定
平成27年3月25日	改訂
平成29年3月7日	改訂
平成30年2月28日	改訂
令和2年3月10日	改訂
令和3年3月4日	改訂
令和4年3月10日	改訂
令和5年2月16日	改訂
令和6年3月21日	改訂
令和7年3月23日	改訂
令和8年2月27日	改訂